

幡多広域消費生活センター便り

◆本当に不用品を買い取ってくれ
る？

「不用品があれば買い取ります」という電話に関する相談が増えていきます。洋服などを買い取る名目で電話があったが、実際は貴金属の買い取りが目的だったと思われる事例もあります。

訪問買い取りを承諾する際は、慎重に対応しましょう。

◆事例①

「不要な洋服や本を引き取る」という電話があり、本を引き取ってもらうと業者の訪問を承諾した。しかし、訪問してきたときには「本は引き取れない」と言われ、指輪やネックレスなどを1万円で購入し取ってもらう契約をした。

◆事例②

認知症の高齢者の家に「古着を買い取る」という電話があり、業者が訪問。たまたま訪問中だった包括支援センターの職員が同席していたためか、「ほかに貴金属はないか」と聞いたが、しつこく問いたださず、衣類を1000円で買い取りしたのみだった。業者から書面などは貰っていないようだ。

◆アドバイス

●訪問買い取りを承諾する際は、家族が居るときに来てもらうなど、1人で対応しないようにしよう。

●業者に「他にないか」と言われても、買い取ってもらうつもりがなかったものは出さないようにしましょう。

●訪問買い取りはクーリング・オフが適用されません。書面を受け取った日を含め8日間は無条件で契約の解除が可能です。

●書面を受け取って8日以内は物品を手元に置いて引き渡しを拒むことができ、8日間冷静に考えることができます。

●自動車、家具、書籍など、訪問買い取りの規定が適用されない商品もあります。対応に困った時は、消費生活センターにご相談ください。

○お問い合わせ

幡多広域消費生活センター

☎ 34-6301

☎ 34-6295

月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時～正午
午後1時～5時

〒787-0012

四万十市右山五月町8番32号

四万十市立働く婦人の家1階

本庁産業推進室商工観光係

☎ 43-2113(室直通)

不動産公売会のお知らせ

幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構は、地方税の滞納により差し押さえた不動産を売却する不動産公売会を次のとおり開催します。

◆日時 11月11日(金)

午後1時30分 受付開始

午後2時 入札開始

◆公売会場 高知県幡多総合庁舎

3階大会議室 四万十市中村山手通19

※会場駐車場が限られております。

ご了承ください。

◆公売方法 期日入札による会場公売

◆公売物件 役場税務課窓口または、農協大方・佐賀支所に備え付けのチラシ、または租税債権管理機構ホームページの「公売情報」をご確認ください。

◆公売保証金 物件毎に定めた額の公売保証金を受付時に現金でお預かりします。物件を落札されなかった方には、公売会終了後にお

返しします。

◆買受代金納付期限

11月18(金)午後2時半まで

◆必要な持ち物 身分証明書(免許証、パスポートなど)、印かん(認印可)農業委員会などが交付する「買受適格証明書」(農地に該当する物件に入札する場合のみ)、委任状(代理人が入札手続きを行う方のみ)

※「買受適格証明書」の申請受理から証明書交付まで、時間がかかります。詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

◆現地案内 事前に物件の下見をしたい方はご連絡ください

○お問い合わせ

幡多広域市町村圏事務組合

租税債権管理機構

☎ 34-1301

☎ 34-1322

ホームページ

http://www.hata-e.co.jp/hata_sozei/index.html

本庁農業委員会事務局

☎ 43-1888